

平成25年度第1回 千葉県消費生活審議会条例等改正検討部会議事録

- 1 日 時 平成25年9月26日(木) 午後4時～
- 2 場 所 暮らしのプラザ 3階 研修講義室
- 3 出席者 《委員》
伊東達也委員、小賀野晶一委員、陶山嘉代委員、伊藤久恵委員、
北山洋一委員
《事務局》
深堀消費生活センター所長、大八木所長補佐、田中消費生活班主査、
中村主任主事
- 4 議 題
(1) 特定商取引に関する法律の一部改正に伴う千葉県消費生活条例及び同施行規則の一部改正について
- 5 議事の概要
(1) 特定商取引に関する法律の一部改正に伴う千葉県消費生活条例及び同施行規則の一部改正について事務局から説明が行われ質疑応答がなされた。
(2) 次回部会については10月31日(木)午後3:00から開催。
- 6 会議経過
・会議は公開。(傍聴人:0人)
・委員5人のうち5人出席により審議会は成立。

議題(1) 特定商取引に関する法律の一部改正に伴う千葉県消費生活条例及び同施行規則の一部改正について

(部会長)

議題1「(1) 特定商取引に関する法律の一部改正に伴う千葉県消費生活条例及び同施行規則の一部改正について」を事務局より説明をお願いします。

(事務局)

<「項目1 事業者名・勧誘目的等の明示義務」について配布資料をもとに説明>

(部会長)

項目1についてご意見等ございますか。

(委員)

<特になし>

(部会長)

それでは、項目2以降について、説明願います。

委員の方は質問等ございましたら、その都度お申し出ください。

(事務局)

<「項目2 不招請勧誘の禁止」「項目3 勧誘を受ける意思の確認の義務」「項目4 再勧誘の禁止」について説明>

(委員)

項目3についてお尋ねします。改正後の第2項第15条の「勧誘を受ける意思があることを確認しないで勧誘すること。」の意思を確認しないとは具体的にはどういうことを意味しますか。

(事務局)

訪問購入は事前の約束なしに訪れることが多く、また、トラブルになるケースとしては、購入業者が不用品の引き取りを行うとの説明で玄関を開けさせて、途中から貴金属の買い取りの話にすりかえること等がある。このようなことのないよう、訪問当初から、何の勧誘を行うかを明らかにし、消費者が勧誘を受ける意思があるかを確認しなければならないという趣旨です。

(委員)

「商品等」の表記が多くみられるが、全て同じ意味ですか。

(事務局)

「商品等」は全て同じ意味で用いています。また、条例中に「消費者が消費生活において使用する物及び消費者が消費生活を営むうえで利用する役務並びにその他消費者が消費生活を営むうえで使用し、又は利用するもののうち商品以外のもの」という定義の規定を設ける予定です。

(部会長)

条例案では「心理的に不安な状態に陥らせる等して・・・」が「又は訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。」にかからないようになっているのでは。

(委員)

部会長の解釈のとおりだとしても、法律では訪問購入を拒否している消費者への勧誘を禁止しているのに対し、条例ではそれを禁止していないのではと思われます。

(委員)

条例第18条第1項第2号はそもそも再勧誘の禁止に対応していないのではないかと。再勧誘の禁止については条例上、新規追加としたほうがよいのでは。

(委員)

改正案の「消費者を心理的に不安な状態に陥らせる^{など}」の^{など}等は様々な意味を含んでいるという趣旨でよろしいか。

(事務局)

法律の文言に合わせています。

(部会長)

消費者保護の観点から、「心理的に不安な状態」以外も想定して定義されているのではないか。

(委員)

心理的に不安な状態に陥らせる以外にも様々な場面が想像され、列挙できない場合は法律上「等」をつけることは多い。

(部会長)

再勧誘の禁止については新たな条文を追加する方向で、事務局は検討してください。

(部会長)

では、項目 5 以降について説明願います。

(事務局)

<「項目 5 訪問購入における書面の交付義務」「項目 6 物品の引き渡しの拒絶に関する告知」について説明>

(部会長)

法律改正では、訪問購入という新しい概念を導入しているため、既存の条文の変更では対応しきれないのではないか。項目 6 についても、項目 4 と同様に新たな条文を追加する方向で検討してください。引き続き、事務局は項目 7 以下の説明をお願いします。

(事務局)

<「項目 7 勧誘・解約妨害・物品の引渡しのための不実告知・事実不告知の禁止」「項目 8 勧誘・解約妨害・物品の引渡しのための威迫・困惑の禁止」について説明>

(委員)

項目 8 については、法律第 58 条の 10 第 5 項の趣旨が反映されていないようだが。

(事務局)

現行の条例で「債務の履行を迫り・・・」という文言があり、第 5 項が含まれていると考えます。

(委員)

このままであると法律と条例の文言が不一致となるため、「引き渡しを受けるため、・・・」の文言を追加したほうが、より分かりやすくなると思われます。

(部会長)

では、項目 9 以降について説明願います。

(事務局)

<「項目 9 第三者への物品の引渡しについての消費者に対する通知」「項目 10 物品の引渡しを受ける第三者に対する通知」について説明>

(委員)

項目 10 について、法律では購入業者が第三者に当該物品を引き渡す際の通知は、第三者宛に行うことになっているが、条例では、消費者への通知に関する規定となっているた

め、書面の対象者が違っています。法律の言う第三者とは、業者から購入する第三者のことであり、消費者ではないと思います。

(部会長)

法律の文言を生かせるものについては、表現もそのまま流用し、千葉市の条例の特色が出ているところについてのみ、文章を推敲したほうが、誤りが少ないのではないかと。

(事務局)

消費生活条例自体が消費者の権利を守る形式であるが、意見を踏まえたうえで検討したいと考えます。

(部会長)

では項目11について説明願います。

(事務局)

<「項目11 その他消費者トラブルとなり得る勧誘行為の規制」について説明>

(委員)

法律第58条の10第3項を条例の複数の箇所に組み入れているため、整理しきれていない印象を受けます。法律58条の12で規定されている「主務大臣は・・・必要な措置を取るべきことを指示することができる。」の趣旨が条例上生かされていますか。

(事務局)

法律でいう主務大臣は、条例上でいう市長にあたり、条例第34条において、事業者に対する指導・勧告を規定しています。

(部会長)

法律においても、既存の条文に入れられず新たに条文を追加していることを考えると、改正案のように各条文を少しずつ修正する手法は難しいのではないかと。

(事務局)

先行して条例改正した政令市の条例を参考にして、今回改正案を検討したが、多くの政令市では既存の条例を変えず、規則の改正により対応しています。委員の意見を踏まえ、もう少し条文について検討したいと考えます。

(委員)

法律をそのまま条例に移すというだけでは、千葉市の条例の特色が薄まるということもあるのではないかと。千葉市の独自性を強めるような改正も考える必要がある。

(部会長)

条例の改正の方向性について、何かご意見はありますか。

(委員)

法律は条例より上位にあるため、必ずしも法律の趣旨を条例に全て反映させなければならないわけではないと思います。

(事務局)

確かに、法律で規定されているため、条例改正を検討していない政令市もあり、法律に

基づく指導を県に任せるという考え方もできます。しかしながら、千葉市においては、消費生活条例がある以上、条例改正をしたうえで市として指導等を行うほうが適切ではないかと考えています。

(部会長)

訪問購入については、条例において新たな章を設ける方法も考えられるのではないのでしょうか。

(事務局)

事務局としては条例の大きなくくりである条例第18条第1項1号から7号はできるだけ変えないという前提で改正案を検討しました。

(部会長)

全般的に、法律の趣旨を反映できていないのではないかと。若干不安である。

(委員)

例えば、事業者の「不適正な取引行為」の指定は法律では法律事項だが、千葉市においては施行規則事項となっている。そういったものを法律と同じ構成にすることも望ましいのではと考えます。

(部会長)

今回の法改正のうち、「項目4 再勧誘の禁止」、「項目6 物品の引渡しの拒絶に関する告知」「項目8 勧誘・解約妨害・物品の引渡しのための威迫・困惑の禁止」など重要な項目を抜粋して条例改正を行うという手法はどうか。

(委員)

法改正の内容全てを条例に生かさないという批判がありうる。法改正の内容を全て盛り込む考え方は良いと思う。

(委員)

「項目9 第三者への物品の引渡しについての消費者に対する通知」「項目10 物品の引渡しを受ける第三者に対する通知」は法律に委ねても問題ないのではないかと。

(部会長)

その他の条例・規則の一部改正についてはどうか

(事務局)

定義のほか、訪問購入においても、不実告知等に関する規制ができるよう改正案を作成しました。

(部会長)

本日は事務局から具体的な改正案が出されたので、各委員から有益な意見が出たと思う。最後に各委員からご意見いただきたい。

(委員)

他の政令市も参考にしながら作り上げるのがよいのではないかと。

(委員)

消費者として、条例は不勉強であったが、他の政令市の対応等にも興味がある。

(委員)

既存の条例に全て盛り込むのは困難であるが、できるだけ明確な形で法律の内容を反映させてほしい。また、特に再勧誘の禁止など規制すべきものはしっかり規制してほしい。

(委員)

法律の改正内容をすべて盛り込む必要はないが、改正の趣旨が明確にわかるように条例改正する必要がある。

(部会長)

訪問購入に特徴的なものを抽出して、条例改正に生かす手法も考えられるのではないか。

(部会長)

それでは、皆様のご協力により本日の議事は終了とさせていただきます。

進行を事務局に戻します。

(司会)

これをもちまして、平成25年度第1回千葉県消費生活審議会条例等改正検討部会を終了いたします。

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。